

論 文

ロスト・カナディアンの失われた国籍・市民権

—法による剥奪と回復—

鈴木 健 司

同志社女子大学・表象文化学部・英語英文学科・教授

The Lost Canadians' Lost Citizenship and Nationality:

How Legislation Deprived and Restored Them

SUZUKI Kenji

Department of English, Faculty of Culture and Representation,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Professor

Abstract

The Canadian Citizenship Act of 1946, the first legislation on Canadian citizenship, enforced on January 1, 1947, provided the conditions and the requirements for being Canadian, which varied by the birth date, birthplace, and parents' nationality and marital status. The Citizenship Act of 1976, succeeding the Act of 1946, partly eased the eligibility conditions for citizenship. However, this new legislation did not apply retroactively to persons whose citizenship had already been voided; it created another division in the applicable scope of the regulation before and after its enforcement.

These acts deprived many people who believed themselves Canadian of Canadian citizenship or the right to it. Until Bill C-37 came into effect in 2009 to amend the Citizenship Act, an estimated 70 thousand people failed to obtain Canadian citizenship or ceased to be Canadian citizens unknowingly due to the complicated regulations for retaining citizenship. They are called the Lost Canadians.

The previous legislation included many discriminatory provisions infringing the principles of equality and due process guaranteed by the Canadian Charter of Rights and Freedoms. Court judgments on these matters provided legal grounds for the Lost Canadians' assertion and led to the comprehensive review of the citizenship acts in the legislature.

序

カナダでは、1867年に達成されたコンフェデレーション (Confederation) を事実上の建国

として扱うことが通例である。この際に連邦結成と同時にイギリスの自治領となったカナダは、自治政府が国家に遜色なく機能している事実を背景として、1931年にウェストミンスター憲章

(Statute of Westminster) により独立国としての地位を獲得した。しかし国内の諸事情のため独自の憲法制定が1982年まで持ち越されたことに象徴されるように、カナダでは独立達成後もなお、国家としての実質を備えるための法的社会的課題に対して取り組む時代が長く続くこととなった。なかでも国籍と市民権をめぐる事項は、イギリスとのかつての関係をとりわけ色濃く直接的に残したまま存続した問題である。

自治領時代のカナダはイギリスの一部であり、必然的にそこでの市民権はイギリス臣民(British subject)の身分を基礎として付与されるものであった。とはいえ自治領は独自の要件に基づく自治領内限定のイギリス臣民の身分を付与することが認められていた。ナショナリズムが躍進した20世紀前半のカナダではそれに加えて、まだ自治領であったにもかかわらず、「カナダ国民」の身分を規定する法律さえも制定されている。実質的には国籍に近い概念が帝国内に存在していたことになるが、それはあくまでもイギリス臣民の身分に基づくものであり、この状態はカナダの独立後も継続した。

カナダ議会が市民権を独自に規定したのは1946年カナダ市民権法(Canadian Citizenship Act, 1946)¹⁾が最初である。同法では従来とは逆に、カナダ国民がイギリス臣民となることを明記している。これに代わるものとして制定された1976年市民権法(Citizenship Act, 1976)²⁾にはイギリス臣民に関する言及はなく、ここでようやく、カナダ市民権はイギリス臣民とは無関係に規定されるものとなった³⁾。

20世紀半ば以降に制定されたこれらの市民権法によってもたらされ、21世紀になってから顕在化した問題に、ロスト・カナディアン(Lost Canadians)の存在がある。新たな市民権法で従来とは異なる原則に基づき有資格者を再定義する過程で空白部分が生じ、それに該当する人々は、カナダ市民権を意思に反して剥奪されたり本人も気付かないうちに喪失したりした。ロスト・カナディアンと呼ばれるのはこのような人々である。自らをカナダ人であると認識し

ていた彼らは、旅券取得などの行政的な手続きに際して初めて、自身がカナダの国籍や市民権を有していないという事実を知り衝撃を受けることになった。しかしこのような結果はすべて個人の責に帰せられ、問題視されない期間が長く続いた。当事者たちの声が次第に社会的注目を集めるようになり、法改正への動きが開始されたのは2000年代になってからのことであった。

本稿は、第二次世界大戦以降に制定されたカナダ市民権法により剥奪された市民権が、その後の法的に回復に向かうまでの過程について、その概要と論点を整理することを目的とする。まずカナダの独自の市民権法制定に至る歴史的背景を振り返り、1946年と1976年の市民権法の諸規定をふまえて、どのような人々がロスト・カナディアンとなったのかを見る。そのうえで、市民権法に関わる主要な判例の内容の論点について確認し、法改正への影響を考察する。

1 カナダ市民権と脱自治領化

(1) 前史

1946年カナダ市民権法は、カナダ人の市民権を規定する初めての法律として同年6月27日に議会で可決され、翌1947年1月1日に施行された。独立達成から十数年も経過したこの時期になってカナダ市民権の法的整備が想起されたのは、直接的にはどのような事情によるものか。それについては諸説が存在するが、第二次世界大戦が関係していることは確かなところである。

通説によれば、カナダ市民権の法制化を発案したのは、当時カナダ政府の閣僚であったポール・マーティン・シニア(Paul Martin Sr., 1903-1992)⁴⁾であるとされる。1942年8月にフランス北部のディエップで行われた戦闘(Dieppe Raid)では、カナダ軍を中心とする連合国軍がドイツ軍に大敗を喫したが、大戦終結後に同地の軍人墓地を訪れたマーティンは、そこで眠るカナダ兵の墓標を見て、彼らが法的には「イギリス臣民」であるという現実と直面した。マーティンは、若きカナダ兵たちが「カナダ人」として戦ったと信じ、その地位を確立するためカ

ナダ市民権法の制定に向けて動き出したと伝えられる⁵⁾。

別の説は、マーティンの提案より早く、首相ウィリアム・ライアン・マッケンジー・キング (William Lyon Mackenzie King, 1874-1950) が、1945年1月の時点で選挙戦を見据えてカナダ市民権の立法化に向けて内閣に指示を出していたとする⁶⁾。それでもマーティンが、新しい市民権法が移民をカナダ社会に受け入れるための求心力を生むことを期待し、結婚後の女性に対して夫とは異なる国籍の選択権を与えるよう法案を修正するなど、その成立のために目覚ましく活動したことは間違いない。

カナダが独自の市民権法を制定するまでに長い時間を要した背景には、イギリスへの従属をきわめて緩やかに解消していったというこの国特有の歴史的事情がある。自治領時代のカナダはその初期から高度な次元で自立を達成しており、20世紀になると明確にイギリスからの政治的独立を目指す動きが強まった。

そのような時期にあっても、多数派を占めるイギリス系カナダ人にとっては、イギリスは決別すべき本国ではなく、強い紐帯を感じる対象であり続けたようである。イングランド生まれのカナダ人作家エミリー・P・ウィーヴァー (Emily Poynton Weaver, 1865-1943) が第一次大戦前夜に著したカナダ論には、次のような記述を見ることができる。「カナダ人がイギリスとのつながりを大事なものとする気持ちは、二、三十年前よりも今の方が高まっているようにさえ思ってしまう。自治領が国家の地位という理想に向かって独自の道を行くことを母国がますます自由に認めるにつれ、イギリスの君主や帝国に対する思いの強さはますます増しているように感じられる」⁷⁾。

しかし第一次世界大戦でカナダはイギリスの一部として参戦を余儀なくされ、国民としての自己決定権の不在という事実にあらためて直面した。イギリス系住民の多くは本国と共に戦うことを当然視したが、フランス系住民は祖国のライバル国家の戦争に巻き込まれることを嫌い、

それは新参の移民も同様であった。徴兵制の導入は対立を悪化させた。イギリスへの政治的従属が国民的統合の重大な障害となることが明白になり、カナダはいよいよ独立への動きを加速させるのである。

第一次大戦後のカナダは、事実上の外交権を行使することによって、イギリスからの自立を国際社会に強くアピールしていく。国際連盟の下に設置された常設国際司法裁判所は、その規程第4条において、判事が国民的集団 (national groups) によって提出された名簿から選出されることを定めている⁸⁾。1921年カナダ国民法 (Canadian National Act) を制定して「カナダ国民」 (Canadian Nationals) を定義し「カナダ国籍」 (Canadian Nationality) に言及したことは、カナダが新設の国際連盟に単独で加盟し常設国際司法裁判所に判事候補者を提示する資格を有することの法的根拠として意味を持った。このように「カナダ国籍」という概念は、独立国家としての地位の獲得に先駆けて形成されていった。対外的に本国からの独立性を強調する「国籍」の概念が先行する一方で、国内での身分に重点が置かれる「市民権」については、1931年の独立以降も、イギリス臣民の身分を前提とした従来の規定が存続した。

(2) イギリス臣民からの脱却

カナダ史研究においては、その国家形成を論じるにあたって、植民地から国家へと至る脱植民地化の観点から考察される傾向が強かった。このような伝統的なカナダ史観に対して近年では、自治領形成後のイギリス帝国との関係に着目し、脱植民地化に加えて脱自治領化の過程に光を当てて考察することの重要性が唱えられるようになってきている⁹⁾。市民権の問題は、独立達成以降も長らく脱自治領化が完了しなかった領域という点で、注目に値する。そしてその中核的な要因となったものこそ、先述のマーティンが着目した「イギリス臣民」の概念であったと言ってよい。

第二次世界大戦時のカナダ人はすでに「国民」

としての身分を保持していたが、それは法的には依然としてイギリス臣民の身分を前提としており、そこに一定の要件を付加したものにすぎなかった。言い換えれば、「カナダ人」とは国内でも国外でもイギリス臣民の枠内にのみ存在した。このことが、カナダ国籍・市民権の法制化を、単に「カナダ人とは何者であるのか」を定めるという作業以上のものにした。

従来の「カナダ国民」は、第一義的にはイギリス臣民であり、そのなかで出自や居住歴などの属性をもとに「カナダ人」が認可されていたにすぎない。カナダ人の範囲を規定する法律は、他国から渡来する移民の管理を主たる目的として想定したもので、彼らの帰化要件を定めることに主眼を置いていた。イギリス臣民の身分に関わる事柄については、当然、イギリス法に整合する範囲の言及に留まっていた。この意味で従来のカナダ法の視点は、イギリス臣民の中で「何者がカナダ人であるのか」を確定する包摂の論理に限定されていた。

新たなカナダ国籍ないしはカナダ市民権の法制化は、イギリスからの政治的独立という既存事実の実質化を目的として企図され、それらは当然イギリス臣民という範囲に限定されることなく定められる。ところが法的にはカナダ人という身分はイギリス臣民の上に成立しているもので、新たな制度下ではイギリス臣民の身分との関係を見極めて整理したうえで、カナダ国民の範囲を切り分けて明示することが必要となる。この作業は「何者がカナダ人ではないのか」という排除の論理と不可分であった。

カナダ国籍・市民権の対象外とする者を定める条項の多くは、直ちに無資格者を確定するのではなく、一定期間の国外居住などの条件を設けて、その期間の経過後に効果が発生するものであった。その複雑な内容は当該者にも十分に認識されにくく、本人が気付かないうちに市民権を喪失する例が多発することになった。このような状況は1946年カナダ市民権法によって最初にもたらされ、1976年市民権法によって多層化したのである。

1946年カナダ市民法の施行以前は、イギリス臣民のうちカナダ法の条件を満たすものがカナダ国民とされていた。しかし同法でカナダが独自に条件を定めた結果、カナダ市民とイギリス臣民の身分関係は逆転した。イギリス臣民として想定されていない者もカナダ国民となり、しかも「カナダ国民はイギリス臣民である」と明記されているため、結果としてイギリス臣民の定義に影響を及ぼすという不都合を生じることとなった。このような両法の不整合を解消するため、やむなくイギリス議会は1948年に国籍法を新たに制定して、イギリス臣民の再定義と細分化に踏み切った。これによってカナダ市民権はイギリス法の影響の及ばないものとなり、その後1976年市民権法でカナダ国民とイギリス臣民との関係を断ち切ったことで、カナダ市民権の脱自治領化を達成したと言える。

(3) 「市民権」と「国籍」

本稿では「市民権」及び「国籍」という語が頻出するが、カナダ史の文脈におけるこれらの概念の背景について、ここであらためて整理しておきたい。一般に citizenship は「市民権」と訳されるが、語義の核心は citizen としての身分を意味するものである。そして citizen とは「その地に生まれ育ち、または帰化により、政治体制に忠誠を抱きその保護を得る資格を持つ人」¹⁰⁾を意味するので「市民権」と「国籍」の区別がつきにくいことも多いが、その事情は国により異なっている。

革命によりイギリスから独立したアメリカでは、君主制国家における subject というイギリス法の概念を嫌って、憲法では citizen が「国民」の意味で用いられ、「国籍」の意味で「市民権」の語が用いられてきた¹¹⁾。新国家の構成員である「国民」とは自立した citizen にほかならなかった。それでもアメリカが領土拡張に積極的だった一時期には、海外領土に住む国民の持つ権利は北米大陸の市民と同等でなかったため、両者を区別することには意味があった。現在でもアメリカ国籍を持つ人々の中での法的権利の差異

は存在するものの、低減している。また現行法では、出生により国籍を獲得したものについて nationals and citizens という語が用いられている¹²⁾。したがって多くの場合、citizenship を「国籍」と同義に扱っても支障は生じない。

本稿の考察対象であるカナダでは、事情が少し異なっている。カナダがイギリスの自治領であった時代から、「カナダ市民権」(Canadian citizenship) という語は移民と国外追放に関する事項について用いられ、「カナダ国民」(Canadian nationals) という語は、旅券発行の基準及びカナダの法律と条約の効力が及ぶ範囲について用いられていた¹³⁾。「市民権」が法的には帝国の構成員としてのイギリス臣民の身分に由来する一方、「国籍」は帝国内の自治領への帰属をとくに示す語として用いられた。この点で、両者には明確な相違が存在した。

現代のカナダでは、「市民権」という語は「国籍」と交換可能な場合も多い。本稿で論じる国籍・市民権の喪失も、市民として付与される権利の種類や範囲ではなく、カナダの構成員であることが政府によって認められるか否かという「国家への帰属」を問題としているので、「国籍」と表す方が多くの場合わかりやすい。しかしカナダ市民権喪失の問題は、1976年市民権法の施行以前、事例によっては1946年法以前のカナダ人の身分にも関わっており、これを一律に「国籍」として表すとすれば不正確となるおそれがある。

以上の諸事情に鑑みて、本稿では、原語で citizenship と表されるものについて基本的には「市民権」の語を使用し、文脈に応じて適宜「国籍」を使用する。また Canadian citizen は専ら国家への帰属が論点となるため「カナダ国民」と表記する。

2 カナダ市民権の喪失

(1) 1946年カナダ市民権法

1946年カナダ市民権法は、第1編(第4条から第8条まで)で出生によるカナダ国民の要件を、第2編で(第9条から第15条まで)出生に

よるカナダ国民以外の人¹⁴⁾が市民権を取得するための要件を規定している。そしてその後に「カナダ市民権の喪失」(Loss of Canadian Citizenship)と題する第3編を置いている。

第3編(第16条から第25条まで)

- 16 自らの意思により外国籍または外国の市民権を獲得したものは、カナダ市民権を喪失する。
- 17(1) 生来のカナダ人であるもの、または婚姻によりカナダ人となったものが外国の法律下で当該国の国籍を獲得し、カナダ市民権の放棄を宣言した場合、カナダ市民権を喪失する。
 (2) カナダと戦闘状態にある国家で従軍したものは、カナダ市民権を喪失する。
- 18(1) 未成年の子の親が外国籍または外国の市民権を獲得した結果として子が当該国の法律によって同国の国籍または市民権を獲得した場合、子はカナダ市民権を喪失する。
 (2) (1)によりカナダ国籍を喪失したものが21歳に達してから1年以内に国籍回復を申請した場合は、再びカナダ市民権を取得することができる。
- 19 第16条、17条、18条でブリティッシュコロンウェルス以外の国の国民または市民となったものは、イギリス臣民の資格を喪失する。
- 20 生来のカナダ人またはカナダ軍に従軍経験のあるカナダ人以外が6年間継続して国外に居住した場合、カナダ市民権を喪失する。ただし下記の事由による期間は6年間に含まれない。
 (a) カナダまたは州の公務に従事
 (b)～(f) [省略]
- 21(1) 総督は、下記の場合に、生来のカナダ人以外のものがカナダ国民でなくなることを宣言できる。
 (a) カナダの敵国と不正取引
 (b) 不正を用いてカナダ市民権を取得

(c) カナダ帰化後に6年以上国外に居住しカナダと実質的関係を喪失

(d) 国外で国王に不忠な言動、国内で反逆罪

(2)~(5) [省略]

22 総督は、カナダ以外のブリティッシュコロンウェルス国家の政府の同意により、カナダ居住者の当該国における帰化証明を無効とし、第21条を準用する。

23(1) 第20条、21条によりカナダ国民でなくなった場合、または第22条によりイギリス臣民でなくなった場合、当人の配偶者及び未成年の子の市民権または国籍に関する地位は、下記の場合を除き、影響を受けない。

(2)(a) 妻が本人との婚姻のみを理由としてイギリス臣民となっていた場合

(b) 本人が親権を持つ親の子である場合

(3) 第20条、21条によりカナダ国民でなくなったもの、または第22条によりイギリス臣民でなくなったものの妻が6か月以内にカナダ市民権またはイギリス臣民の放棄を宣言することにより、彼女の夫の未成年の子と彼女自身はカナダ国民またはイギリス臣民でなくなる。

24 第20条、21条、23条によりカナダ国民でなくなった場合、または第22、23条によりイギリス臣民でなくなった場合、カナダ国民またはイギリス臣民となる前に保持していた国籍または市民権を持つものとみなされる。

25 [省略]

(下線は著者による)

第3編ではこのようにカナダ市民権を喪失する事由が列挙されているが、複数の条項に関わる条件もあり、一般人にとって必ずしも理解が容易な箇所ばかりではない。第16条と第17条は、市民権の取得による国家への帰属が個人の選択に委ねられるものであることを明確に示している。第19条は、本法がカナダ市民権を規定した後もカナダにおいてイギリス臣民の身分が併存

することから設置されている。第20条と第21条は、カナダとの実質的な紐帯を失った者やカナダに敵対行為を働いた者を排除することを意図している。第23条(3)は、他の条項によりカナダ市民権を喪失した者の配偶者や子の市民権に影響を及ぼすものであり、本来はカナダ市民権の有資格者であるものが本人の意思に反してそれを喪失する大きな原因となった。

本法の施行日より前には、カナダで生まれた者及びカナダに帰化した者はすべてイギリス臣民であり、一部の制定法において用いられていた「カナダ国民」「カナダ市民権」という語は法的な身分を発生させるものではなかった¹⁴⁾。本法では、カナダ市民権の資格の基盤であったイギリス臣民自体が選別対象となるため、市民権の喪失に関する条項がその取得要件に関する条項に匹敵する分量を持つものとなった。

(2) 1976年市民権法

1976年市民権法は、1946年カナダ市民権法に代わるものとして1977年2月15日に施行された。第1編（第3条から第6条まで）で市民権の取得要件について規定しており、条文の概要は下記のとおりである。

3(1) 本法に基づき、次の場合に人は国民である。

(a) 1977年2月14日より後にカナダで生まれた場合

(b) 1977年2月14日より後にカナダ国外で生まれ、出生時に両親のうち一人が国民である場合

(c) 第5条または第11条によって市民権を取得した場合、及び市民権取得時に14歳以上である場合は市民権の宣誓をした場合

(d) 1977年2月15日の直前に国民である場合

(e) 1977年2月15日の直前に旧法第5条(1)に基づき国民となった場合

(f) 本項の施行前に以下の理由のいずれか

- により国民でなくなった場合
- (i) 以下の規定のいずれかにより市民権を放棄した
 - (A)～(F) [省略]
 - (ii) 虚偽の報告、不正行為、物的環境の隠匿のため、以下の規定のいずれかにより市民権を無効とされた
 - (iii) 本項の施行以前に市民権保有の申請を怠った、または申請を行ったが承認されなかった
- (g) 1977年2月15日より前にカナダ国外で生まれ、出生時に親が国民であり、当人は本項の施行前で国民になっていなかった
 - (h)～(j) [省略]
 - (k) 1947年1月1日より前にカナダで出生または帰化したがいギリス臣民でなくなり、その日に国民とならなかったもの
 - (l) 1949年4月1日より前にニューファンドランド・ラブラドールで出生または帰化したがいギリス臣民でなくなり、その日に国民とならなかったもの
 - (m) 1947年1月1日より前にカナダで出生または帰化していないイギリス臣民であり、通常はカナダに居住していたがその日に国民とならなかったもの
 - (n) 1949年4月1日より前にニューファンドランド・ラブラドールで出生または帰化していないイギリス臣民であり、通常は彼の地に居住していたがその日に国民とならなかったもの
 - (o) 1947年1月1日より前にカナダ及びニューファンドランド・ラブラドールの外で生まれ、親が(k)または(m)により現在国民であり、当人がその日に国民とならなかったもの
 - (p) 1949年4月1日より前にカナダ及びニューファンドランド・ラブラドールの外で生まれ、親が(l)または(n)により現在国民であり、本人がその日に国民

とならなかったもの

- (q) 1947年1月1日より前にカナダ及びニューファンドランド・ラブラドールの外で生まれ、親が1946年カナダ市民権法のもとでその日に国民となり、本人がその日に国民とならなかったもの
- (r) 1949年4月1日より前にカナダ及びニューファンドランド・ラブラドールの外で生まれ、親がS.C. 1949, c.6として施行された1946年カナダ市民権法第44条のもとでその日に国民となり、本人がその日に国民とならなかったもの

このように1976年市民権法は(a)から(e)の各項によって、同胞の施行日以降の市民権取得者の権利を広く保障した。カナダ国民となる要件を簡潔に整理し、施行日以降にカナダで出生した者、カナダ人の親を持つ者、カナダに帰化した者、及び施行日時点での国民の地位を有する者の地位を確かなものとしたのである。

(f)から(j)の各項では、1946年カナダ市民権法の規定に基づき放棄されたり取得できなかった市民権の一部についてその回復を認めた。これは一定範囲の市民権喪失者の救済に寄与したとはいえ、本質的な問題の解決からは遠かった。

(k)から(r)の各項では、元来はカナダ人となる資格があったにもかかわらず1946年法の施行によってその可能性が閉ざされた人々に市民権が付与された。ニューファンドランド・ラブラドールは1946年カナダ市民権法が施行された時点ではイギリスの植民地であったが、1949年3月31日24時をもってカナダに加入して10番目の州となっている¹⁵⁾。その時点でカナダ法が適用されて市民権の取得資格を失った同州住民が、前述の人々に準じる形で扱われている。

第2編(第7条から第10条まで)は、市民権を喪失する場合について明記している。第7条では、前述の第3条(f)以下の定めにより国民であるものは、本人が市民権を放棄した場合を除いて市民権の喪失は生じないことを保障した。

問題となるのは第8条である。

- 8 1977年2月14日より後にカナダ国外で生まれたものが、その出生時に親の一人が国民であったことにより第3条(1)(b)または(e)により国民である場合、28歳に達した時点で下記のことを行わないと国民でなくなる。
- (a) 市民権保有の申請を行い、かつ
 - (b) 国民として登録し、申請日に先立つ直近の1年間にカナダに居住するかカナダと実質的な関係を持つ

これは、国外に生まれながらも血統により親からカナダ国籍を継承して市民権を持ち続けるものに対して、真にカナダ国民としての実体を有することを成人後に再び証明させるものである。旧法における同趣旨の条項と比べると、基準となる年齢が引き上げられており、国籍を継続的に保持するための条件は厳格化されたと考えられる。手続きの必要性に気付くまでの期間は長くなったとも言えるが、当事者に個別に通知されるわけではないため、少なくとも42000人のカナダ人がこの条項により国籍を喪失したとされる¹⁶⁾。

1976年市民権法は、1946年法で確立された方針を変更し、市民権剥奪の対象範囲を狭めたという点で、一定の意義があった。けれども自身がカナダ市民権を持つと信じる人が実は無資格であったり、事情を認識しないまま時の経過により自動的に市民権を喪失したりすることが起こりうる状況は残存した。過去に生じた事態への遡及適用は行われなかったため、すでに市民権を喪失した多くの人々はそれを回復できないまま取り残された。また施行日を境としてその前後で異なる扱いとなったことは不公平感を生み出し、状況がさらに複雑化した一面があることも否定できない。以上のことから、失われた市民権の回復という観点から見る限り、1976年市民権法は功罪相半ばするものであった。

3 ロスト・カナディ안의類型

(1) 市民権喪失の事由

1946年と1976年の二度にわたる市民権法により、保有していたカナダ市民権を喪失したり、カナダ市民権の取得が不可能になったりした事例は相当数に上ると推定される。これらの市民権法の施行からそれぞれ30年、60年の節目を迎えた2007年12月、市民権と移民に関するカナダ下院常設委員会はこの問題に関する調査報告をまとめ、その解決にむけた提言を行った。この報告書に基づいて、人々がどのような事由によりカナダ市民権を喪失したのかについて、典型的なパターンの分類を以下に示す。記述中の1947年1月1日、1977年2月15日とは、それぞれ1946年カナダ市民権法と1976年市民権法の施行日を表している。

1. カナダに帰化して1967年より前に10年以上継続してカナダ国外に居住していたもの

この典型は、第二次世界大戦中及び戦後に軍に従事する男性の妻となったいわゆる戦争花嫁(war brides)である。カナダ従軍者と婚姻した主としてヨーロッパ諸国の外国籍を持っていた女性たちは、特別措置として1945年に発せられた枢密院令(Order in Council)により、扶養家族としてカナダで居住するかカナダ市民権を取得することが認められていた。しかし1946年市民権法が施行されると、第20条により、出生によらないカナダ人が6年以上継続してカナダ国外に居住した場合は市民権を喪失することになった。居住期間の条件はその後10年に延長され、1967年には条項自体が廃止されたが、すでに本条の適用により国籍を喪失したものはそのままであった。

同様の例としては、帰化により国籍を取得したカナダ人や、1947年1月1日時点でカナダに住所を有していたイギリス臣民などが挙げられる。

2. カナダ人の親からカナダ国外で1977年2月

15日より前に出生したもの

(i) 出生登録に問題があったもの

国境付近に住むカナダ人は、住居の位置によっては自国内でなく最寄りのアメリカの病院で出産することがある。このような事情のいわゆる米国国境乳児 (U.S. border babies) を含め、カナダ人の親からカナダ国外で1977年2月15日より前に生まれた子は、1946年市民権法では第5条(b)により、生来のカナダ人 (natural-born Canadian) となるためには2年以内に出生登録が行う必要があった。未登録者の救済のため、2004年8月14日まで期限を延長する措置が取られた。また、1946年市民権法の上記の条項では、嫡出子の場合は父が、非嫡出子の場合は母がカナダ人であることが要件とされていた。父系の血統を優先する原則は、嫡出子の母のカナダ国籍を子に継承させなかった。しかし1976年法では、父が外国人で母がカナダ人である嫡出子にも市民権取得の道が開かれ、上記と同様の期限が定められた。いずれの場合も、それまでに登録しなかったものはカナダ市民権を取得する機会を逸することとなった。

(ii) 保有宣言をしなかったもの

カナダ人の親からカナダ国外で生まれた子は、その血統によりカナダ市民権を取得することができるが、21歳の誕生日から22歳の誕生日までの間に国籍保有宣言の登録を行うことが要件とされていた¹⁷⁾。その後、21歳の誕生日から24歳の誕生日までの間に登録を行うか、24歳の誕生日の時点でカナダに居住することが求められる形に変更された。

(iii) 嫡出子と非嫡出子の区別

先述のとおり、カナダ市民権は、嫡出子はカナダ人である父親から、非嫡出子はカナダ人である母親から継承する原則であった。父系の血統優先の原則は、父の立場に法的裏付けを欠く非嫡出子にとっては、父のカナダ国籍を継承できないことが不利に作用した。これによって大きく影響を受けた集団の一つは、法的な婚姻関係を結んでいない戦争花嫁の子である。彼らは父からカナダ市民権を継承することはできず、

母は外国籍であるため、1946年市民権施行後に生まれた子はカナダ市民権を取得できなくなった。もう一つは、1920年代に主としてマニトバ州やサスカチュワン州からメキシコに集団で移住したメノナイトである。彼らは教義により教会が結婚を認可することが一般的で、メキシコ政府がこれを有効なものとして認めていたためカナダ政府もそれを尊重した。しかしメキシコ政府の変更方針に伴い、カナダも教会婚を法律婚として扱うことを止めたため、彼らの子は非嫡出子となった。

1976年市民権法では、カナダ人の親を持つ子は登録の手続きをすることなくカナダ市民権を取得できる形に変更された。同法の施行日である1977年2月15日以降はこれらの問題は解消されたが、旧法の下で生まれたものは取り残されることになった。

3. 1947年1月1日から1977年2月14日までの間に親が他国で市民権を取得したもの

1946年カナダ市民権法第18条(1)は、親がカナダ市民権を放棄したことにより子も自動的にカナダ市民権を喪失することを規定している。しかしカナダではイギリス臣民の時代から、出生地主義により市民権が得られるという法文化が長く続いてきたのであり、生来的に取得された市民権が本人の意思と無関係に消滅しようという可能性は、一般には想起されにくかった。21歳に達して1年以内に申請することによりカナダ市民権を回復することができることは第18条(2)に明記されている。しかし成人である親でさえ認識の薄い事項について、法の適用時に未成年であった子(本人)が正しく理解して遅滞なく申請を行うことは困難であり、そのような子の多くは市民権を失ったままとなった。未成年者である子の市民権が親の行為の結果として自動的に失われるという規定は、子の主体性を認めず親に付帯する存在として扱う認識に基づくことから、このような事例は「所有物である子ども」(chattel children) と呼ばれることがある¹⁸⁾。

4. 1977年2月以降にカナダ国外で生まれた2世以降のカナダ人

1976年市民権法第3条(1)は、同法の施行後にカナダ国外で生まれたものについては、出生時に両親のうち一人が国民であることを条件として国民となることを規定している。1946年法第5条では、カナダ国外で生まれたものが市民権を取得するには期限内に登録することが要件とされていたので、この点だけを見ると条件が緩和されたようにも見える。しかし1976年法では第8条により、市民権保持のためには28歳に達した時点で直近1年間にカナダで居住したうえで申請を行うことが要件とされている。このことは当事者が気付きにくく、知らずに市民権を喪失する大きな原因となった。

(2) 市民権喪失者の諸相

カナダ人と自認しているにもかかわらず市民権法の規定により意図せずしてカナダ国籍・市民権を喪失した人が顕在化し、法改正が実現したのは、当事者たちの努力によるところが大きい。なかでもドン・チャップマン (Don Chapman) は、カナダ市民権の回復を目指してロスト・カナディアン協会を設立し、積極的に政治的運動を展開して際立った存在感を見せている。彼は、カナダ人の両親の嫡出子としてカナダ国内(バンクーバー)で生まれたにもかかわらず、1961年に父がアメリカの市民権を取得したことから、自動的にカナダの市民権を失った。母はカナダ市民権を保有したままであり、親にも本人にも市民権変更の意思はなかったが、アメリカの国籍法により父と同時にアメリカ市民権を許可されたことにより、1946年カナダ市民権法が適用された。父が親権を持つ親であれば「所有物である子ども」は直ちにカナダ市民権を剥奪されてしまうという典型的な事例である。彼が自らの身分について事実を知ったのは1980年代になってからのことであった。

ロストカナディアンの多くは自分がカナダ人であると信じて疑うことがないまま長い年月を過ごし、突然事実を知って驚愕した。彼らはカ

ナダの旅券が発給されないことや老齢年金が支給されないといった生活上の不都合だけでなく、ナショナル・アイデンティティの喪失に苦しんでいる。チャップマンは市民権回復を訴える運動のなかで、自らと同じ運命となった多数のロストカナディアンと知り合い、彼らの事情を事例として収集した¹⁹⁾。彼らの体験談は、その悲哀を物語るだけでなく、法が生み出す不平等の諸相を具体的に描き出す。

その一人であるロン・ニクソン (Ron Nixon) は1946年にアメリカでカナダ人の両親から生まれた。父はカナダ海軍に従軍し、母は王立カナダ騎馬警察 (RCMP) で秘書を務めていた。第二次世界大戦が終了した後には彼らはオンタリオ州からアメリカのミシガン州に移り、そこでロンが生まれた。夫妻は1957年にアメリカの市民権を獲得した。その時点で11歳であったロンと1歳下の弟は「所有物である子ども」として自動的にカナダ市民権を失った。事実を知ることのなかった彼らは、1946年カナダ市民権法第18条(2)に示されている成人後の回復手続きを行うこともないまま、時が経過した後には事実を知った。1946年法の施行後に生まれた弟はその後の法改正により市民権を回復したが、施行日の数週間前に生まれたロンはその恩恵に与ることができなかった。出生時期のわずかな違いが命運を分けたことが、当事者の不平等感を増している。

キース・メンジー (Keith Menzie) は1956年にバンクーバーでカナダ人の両親から生まれた。母は生まれてくる子をカナダ人にすることを強く望んでいたため、確実に国内で出産できるよう、予定日が近づいてからは父の両親が住むアメリカのワシントン州へ行くことを避けていたほどである。1964年に父がアメリカ政府の国際開発支援庁 (USAID) のプロジェクトで働くためにアメリカの市民権が必要になり、両親はアメリカに帰化した。その結果として8歳のキースもアメリカ市民権を取得したが、両親はそれにより子の生来的なカナダ市民権に影響が及ぶことはないと思い込んでいた。仮にキー

スがアメリカで生まれていたとすれば、1976年カナダ市民権法第3条(1)(g)によりカナダ市民権が認められていたはずである。しかしカナダで生まれてアメリカに帰化したために、ただアメリカ人であり続けることになった。国外生まれのものにカナダ市民権への道が開かれる一方で、カナダ国内で生まれたものがそれを失ったままであるというねじれた構造が、法が理不尽であるとの当事者の思いを強めている。

このような事例に代表されるロスト・カナディアン境遇は、ドン・チャップマンがそのリーダーを自負しつつ市民権回復運動に尽力したこともあり、次第に世に知られるようになった。ルワンダでの国連平和維持活動で司令官を務めて注目されたロメオ・ダレア (Roméo Dallaire, 1946-) のような著名人が実はカナダ市民権を喪失していることを指摘するなどの戦略的な活動が徐々に功を奏して、失われた市民権の問題はカナダの政治的課題として認識されるようになっていく。ロスト・カナディアンの市民権の回復が、実質的に進展するのは1990年代後半から2000年代にかけてのことである。

4 市民権回復への法的過程

(1) ベンナー対カナダ判決 (1997)

カナダ議会が市民権法改正に向けて動き出すにあたっては、司法の動向も大きく影響している。なかでも重要なのは、カナダ国外で生まれた子の市民権に関する扱いがカナダ人の親の性別によって異なることを差別的で違憲であるとした1997年カナダ最高裁判所によるベンナー対カナダ (Benner vs. Canada) 判決²⁰⁾である。

マーク・ベンナー (Mark Benner) は、カナダ人の母とアメリカ人の父の嫡出子として1962年にアメリカで生まれ、1988年にカナダ市民権の申請を行ったが、保安検査の結果、犯罪歴が発覚し、市民権を認められなかった。1976年市民権法は、同法の施行日より前に外国人とカナダ人の間に国外で生まれた嫡出子は、父がカナダ人である場合は申請によって市民権を認める一方で、母がカナダ人であることを理由と

する場合は保安検査と宣誓を行うことを要件としている。このことがベンナーに不利な結果をもたらしたことの合憲性が争点となった。

1982年憲法の「カナダ権利と自由の憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms) 第15条(1)は、すべての個人が法の平等な保護を受ける権利を有し、人種、出身国や民族的出自、肌の色、宗教、性別、年齢、障害に基づく差別を受けないことを保障している。カナダ最高裁判所は、外国人の父とカナダ人の母から国外で生まれた嫡出子が市民権を申請するにあたってカナダ人を父とするものと異なる処遇をすることは、善良なカナダ国民となる能力に性差が関連する可能性を示唆することに等しく、差別的であるとして問題視した。そして、市民権法の規定が憲章第15条で保障する平等権を侵害しており違憲であると判断した。憲章第1条は、本憲章が保障する権利が自由で民主的な社会において正当化されると証明される合理的な制限にのみ服することを定めている。しかしカナダ最高裁は、1976年市民権法で父系の血統を引くものと母系の血統を引くもので異なる扱いをすることは、合理的な制限を正当化するための事由とはならないと判断した²¹⁾。立法目的と法律規定との間には論理的な関係が必要であり、カナダ人の父を持つ子に課していない保安検査と宣誓をカナダ人の母を持つ子にのみ課すことは、市民権申請者の適正審査という立法目的に合致していないとの判断である²²⁾。

ベンナー判決は性差別の是正という観点から市民権取得の障壁を低減させたという点で、重要な進歩をもたらした。しかしこの時点でロスト・カナディアン問題は社会的に認知されてはならず、本格的な解決にはなお時間を要した。

(2) オージア対カナダ判決 (2004年)

外国人の父とカナダ人の母から国外で生まれた嫡出子には、前述のベンナー判決に基づき、市民権取得の可能性が開かれた。けれども非嫡出子にとっては条件は同じではなかった。非嫡出子のカナダ市民権取得に関して重要な進展を

もたらしたのが、2004年カナダ連邦裁判所によるオージア対カナダ判決 (Augier v. Canada)²³⁾である。

ギデオン・オージア (Gideon Augier) は、カナダ人の父と外国籍の母の非嫡出子として1966年にセントルシア (東カリブ海の島国) で生まれた。オージアは2002年にカナダ市民権を申請したが、1976年市民権法では非嫡出子が血統を理由に市民権を取得できるのは出生時に母がカナダ人であった場合に限り得られるとして、カナダ市民権移民省は申請を却下した。カナダ連邦裁判所は、原告オージアは親の性別及び出生時における親の婚姻関係という二重の意味で差別を受けており、これはカナダ権利と自由の憲章第15条に反し違憲であると判断した。

カナダ市民権を認めるための条件は、1976年市民権法では旧法よりも緩和されていたが、出生日、親の国籍や婚姻関係の法的状態などによって子に異なる扱いを与えることを規定する条項が多く残存していた。それらの違憲性が司法の場で指摘されてきたが、カナダ政府は法改正に対して消極的であった。

(3) テイラー対カナダ判決 (2006年)

市民権法の規定により過去に喪失した市民権の回復を求める主張に関しても、司法による判断が下されている。2006年カナダ連邦裁判所によるテイラー対カナダ判決である²⁴⁾。

ジョセフ・テイラー (Joseph Taylor) は、カナダ軍人の父とイギリス人の母から1944年にイングランドで生まれた。両親は1945年5月に結婚した。大戦が終わると父はカナダに帰国し、母子は1946年7月にカナダに到着した。婚姻関係は数ヶ月で破綻し、1947年1月にカナダ市民権法が施行される前に、母子はイギリスに帰国した。イギリス人として成人したテイラーは、1999年にカナダ移住を計画した際に、自分がカナダ市民権を喪失している事実を知った。2003年には、父がカナダ軍人であったことを根拠としてカナダ市民権を申請したが、カナダ市民権移民省 (Citizenship and Immigration

Canada, 以下 CIC) は、24歳の誕生日までに市民権の保有申請が行われなかったことを理由にこれを却下した。2005年には2回目の申請を試みたが、CIC は彼がそもそも過去にカナダ国民であったことはないとして主張して却下した。テイラーの出生時に両親に婚姻関係はなかったため彼は非嫡出子であり、カナダ人の父の血統からカナダ人の身分を継承することはできないことが、その論拠である。テイラーは CIC の決定を不服として、カナダ連邦裁判所に司法判断を求めた。

裁判所は、カナダ従軍者の扶養家族にカナダでの居住または市民権取得を認めた1945年の枢密院令により、その時点でテイラーは市民権を取得する資格を有しているとの判決を下した。枢密院令を発した議会の意図を考えればその効力は当時の法律を超越するものであるから、非嫡出子の血統は母からしか継承されないという1946年カナダ市民権法の原則にかかわらず、テイラーは父がカナダ人であることを理由にカナダ市民権を認められるという判断である²⁵⁾。

24歳の誕生日までに保有申請が行われないこと場合に市民権を喪失することを定める条項についても憲法上の判断が示された。カナダ権利と自由の憲章第7条は、何人も生命、自由、身体の安全の権利を有し、正義の諸原則によらずにその権利を剥奪されないことを保障している。判決は、予告なしに自動的に市民権を剥奪する市民権法の規定は憲章第7条で定めるデュープロセスに違反しているというもので、多数のロスト・カナディアンを発生させてきた主因の一つを解消する憲法的判断が示されたことになる。

結び

半世紀以上にわたって知られざる存在であったロスト・カナディアン問題は、こうして2000年代以降ようやく社会的注目を集めるようになり、政治的争点の一つとしてとらえられるようになった。2006年総選挙で敗れた自由党が下野し、保守党新政権のもとで市民権法改正に関する検討が進められた。

まず2007年6月22日にカナダ市民権修正法 (Bill C-14: An Act to Amend the Citizenship Act) が成立し、同年12月23日に施行された。国外で生まれカナダ人の養子となったものは市民権を取得に先立ち永住権を獲得する必要があったが、同法によりこれが不要となり手続きが簡素化された。

過去の市民権法により喪失された市民権回復を目的とするより包括的な立法は、2008年4月17日に成立したカナダ市民権修正法 (Bill C-37: An Act to Amend the Citizenship Act) で実現し、2009年の同日に施行された。同法では、何らかの理由によりカナダ市民権を喪失したものやカナダ国外で出生しカナダ市民権を獲得しなかったものなどに対して、遡及して市民権を付与することを認めている。ロスト・カナディアン協会は、Bill C-37により少なくとも7万4000人のロスト・カナディアンが救済されたと推定する²⁶⁾。

1976年市民権法を刷新する本格的な新法と言えるのは、その後2014年6月19日に成立したカナダ市民権強化法 (Bill C-24: Strengthening Canadian Citizenship Act) で、2015年6月11日に施行された。これは、1946年カナダ市民権法の施行より前に生まれた人々、国外で生まれた人々、カナダに帰化しなかったイギリス臣民などを対象としてカナダ市民権を付与する範囲を拡張するものである。

Bill C-37とBill C-24の施行により市民権法改革の主要な部分は完了したが、市民権の認定範囲や手続きなどについて検討課題は残っており、自由党政権となった現在もなお議論は続いている。これらの法律に関わる問題について考察するためにはその成立過程から検証することが必要であるが、本稿ではそこまで至らなかった。

ロスト・カナディアンの救済という具体的な課題が達成されつつあるなかで、カナダ市民権に対する権利を法的にどのレベルで保障するのかは、より根源的な問題である。アメリカ合衆国憲法は、修正第14条で市民権を剥奪する恣意

的な立法を明確に禁止している。これに対してカナダでは、1982年憲法の一部であるカナダ権利と自由の憲章には市民権の保障に関する明示的な規定はなく、市民権は議会の立法に左右される不安定な権利であった。これらのことから、市民権をより確かな形で保障するため、憲法上の権利として位置付けるべきであるとの主張も存在する²⁷⁾。

新しい市民権法 Bill C-24は、血統や出生によりカナダと実質的関わりを持つ人々に対して市民権取得の道を広く開いた一方で、市民権を保持するための条件に関してはむしろ厳格化している。法律名に市民権「強化」(strengthening) という語を冠する所以である。市民権の実質化はその種別化を伴うものであるため、その点で異論もあり注目される。カナダ市民権の法的位置付けは、歴史を通じて国民形成のあり方と密接に関連しつつ変遷してきたが、成熟した国家として年数を重ねた現在、また新たな局面を迎えている。

註

- 1) 正式名称は「市民権、国籍、帰化と外国人の地位に関する法律」(An Act respecting Citizenship, Nationality, Naturalization and Status of Aliens) である。施行日に基づき「1947年カナダ市民権法」と称されることもあるが、ここでは制定日に基づく表記とする。
- 2) 正式名称は「市民権に関する法律」(An Act respecting Citizenship) である。施行日に基づき「1977年カナダ市民権法」と称されることもあるが、ここでは制定日に基づく表記とする。現行のカナダ連邦法典 (Revised Statute of Canada) では R.S.C. 1985, c. C-29 として収められている。
- 3) 本稿は、カナダの国籍と市民権の定義に関わる問題にイギリス法との関係から着目した下記の論文の続編となるものである。鈴木健司「カナダ国籍・市民権の史的展開—進化と自立」『同志社女子大学総合文化研究所紀要』38 (2021) : 142-157.

- 4) 第27代首相ポール・マーティン (Paul Martin, 1938-) の同名の父であり、Sr. の語を冠して言及することが現代では通例である。
- 5) Stephen G. McKenna, *Grace and Wisdom: Patrick G. Kerwin, Chief Justice of Canada*, (Ottawa: Petra Books, 2017), 93.
- 6) Greg Donaghy, *Grit: The Life and Politics of Paul Martin Sr.*, (Vancouver: UBC Press, 2015), 73.
- 7) Emily P. Weaver, *Canada and the British Immigrant*, (London: Religious Tract Society, 1914), 52.
- 8) League of Nations, Statute of the Permanent Court of International Justice, 16 December 1920, available at: <https://www.refworld.org/docid/40421d5e4.html> (accessed February 27, 2022)
- 9) カナダ史研究はイギリス帝国史研究の一部として始まり、その後カナダ史が歴史学の一分野として確立されると、そこでイギリス帝国との関係はむしろ軽視されるようになっていく。この経緯については下記の文献で詳細に論じられている。細川道久『カナダの自立と北大西洋世界—英米関係と民族問題』(刀水書房、2014年)、195-224.
- 10) Merriam-Webster Dictionary の定義に基づく和訳。
<https://www.merriam-webster.com/dictionary/citizen>
(accessed February 27, 2022).
- 11) 高佐智美『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念』(勁草書房、2003年)、8-9.
- 12) 8 U.S.C. §1401 (2016).
- 13) George T. Tamaki, “The Canadian Citizenship Act, 1946,” *The University of Toronto Law Journal* 7, no.1 (1947): 72.
- 14) Government of Canada, “History of citizenship legislation,”
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/canadian-citizenship/overview/history-legislation.html>
(accessed February 27, 2022).
- 15) 一度は自治領の地位を獲得したが、大恐慌期の1934年に経済的苦境のため自治権を返上していた。ニューファンドランド島と本土のラブラドル半島東部から成り、カナダに加入した当初の州名はニューファンドランド州であった。
- 16) Don Chapman, “The Eight Most Common Ways Canadians Lost Citizenship,” *Lost Canadians*,
<https://lostcanadian.com/about/>
(accessed February 27, 2022).
- 17) この条項は1946年市民権法の施行後に付加された。
- 18) 後述のドン・チャップマンは、自身の境遇を表すこの語を頻用している。
- 19) 本章における事例は次の記述を参照している。Don Chapman, *The Lost Canadians: A Struggle for Citizenship Rights, Equality, and Identity*, (Vancouver: Pugwash Publishing, 2015), 21-22.
- 20) Benner v. Canada (Secretary of State), [1997] 1 S.C.R. 358
- 21) 本憲章で保障される制限の合理性を裁判所が判断する基準は、1986年に国王対オークス判決 (R. v. Oaks) で示され、「オークス・テスト」として確立されている。
- 22) Robert J. Sharpe, Katherine E. Swinton, and Kent Roach, *The Charter of Rights and Freedoms*, 2nd ed. (Toronto: Irwin Law, 2002), 64-65.
- 23) Augier v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration) [2004] 4 F.C.R. 150.
- 24) Taylor v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration) [2006] FC 1053.
- 25) この枢密院令の持つ法的効力については、下記の文献で詳述されている。Stacey A Saufert, “Taylor v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration): Discrimination, Due Process, and the

- Origins of Citizenship in Canada,” *Alberta Law Review* 45, no.2 (2007): 521-524. <https://canlii.ca/t/2d3c> (accessed February 27, 2022).
- 26) Gary Symons, “Canadians Born Abroad Were Often Stripped of Citizenship,” *Lost Canadians*, https://lostcanadian.com/history_page/canadians-born-abroad-were-often-stripped-of-citizenship/ (accessed February 27, 2022).
- 27) Don Chapman and Chris Cannon, “Canadian citizenship must be a constitutional right,” *Globe and Mail*, February 25, 2017.
- 参考文献**
- Chapman, Don. *The Lost Canadians: A Struggle for Citizenship Rights, Equality, and Identity*. Vancouver: Pugwash Publishing, 2015.
- Chapman, Don. “The Eight Most Common Ways Canadians Lost Citizenship.” *Lost Canadians*. <https://lostcanadian.com/about/> (accessed February 27, 2022).
- Chapman, Don, and Chris Cannon. “Canadian citizenship must be a constitutional right.” *Globe and Mail*, February 25, 2017.
- Donaghy, Greg. *Grit: The Life and Politics of Paul Martin Sr.* Vancouver: UBC Press, 2015.
- Government of Canada. “History of citizenship legislation.” <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/operational-bulletins-manuals/canadian-citizenship/overview/history-legislation.html> (accessed February 27, 2022).
- McKenna, Stephen G. *Grace and Wisdom: Patrick G. Kerwin, Chief Justice of Canada*. Ottawa: Petra Books, 2017.
- Saufert, Stacey A. “Taylor v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration): Discrimination, Due Process, and the Origins of Citizenship in Canada.” *Alberta Law Review* 45, no.2, (2007): 521-524. <https://canlii.ca/t/2d3c> (accessed February 27, 2022).
- Sharpe, Robert J., Katherine E. Swinton, and Kent Roach. *The Charter of Rights and Freedoms*. 2nd ed. Toronto: Irwin Law, 2002.
- Tamaki, George T. “The Canadian Citizenship Act, 1946,” *The University of Toronto Law Journal* 7, no.1 (1947): 68-97.
- Weaver, Emily P. *Canada and the British Immigrant*. London: Religious Tract Society, 1914.
- 細川道久『カナダの自立と北大西洋世界—英米関係と民族問題』（刀水書房、2014年）
- 高佐智美『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念』（勤草書房、2003年）